



2006年2月16日 第2006-17号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】社会政策局

TEL 03-3451-2586

E-MAIL: syakai@jam-union.or.jp

中医協「診療報酬改定」答申

内容のわかる領収書義務化へ！！

15日、中央社会保険医療協議会（中医協）は、2006年診療報酬改定について厚生労働大臣に答申を行いました。今回の改定率はマイナス3.16%で過去最大の引き下げ幅となりました。

8年間の運動の成果

今回の改定で評価できる点は、医療費の内容がわかる領収書の発行義務化、病院と診療所の初診料格差の解消、小児科・産科に対する診療報酬の重点配分、処方箋様式の変更などです。中でも医療費の内容がわかる領収書発行の義務

付けは、連合とともに、私たちが8年間にわたり取り組んできた大きな運動の成果です。また初診料の格差解消や小児科などの体制整備が手厚く評価されたことも大きな前進です。

一方、産科医療は、妊娠27週までの早産や40歳以上の初産などが保険適用となり、ハイリスク分娩に特化した内容となりました。またレセプトに近い詳細な領収書の発行は患者本人が申し出た場合の努力義務に留められました。

今回改定された診療報酬は4月から適用されます。

【主な内容】

医療費の内容のわかる領収書の発行

領収書を発行しない
合計額だけの領収書

X

義務付けの対象となったのは
「検査料」「投薬料」といった
大まかな項目についてのみ
詳細な領収書の発行は、患者
の求めがある場合のみ

初診料を統一

現在は
病院（ベッド数20床以上）2550円
診療所（ベッド数19床以下）2740円

2700円に統一

再診料引き下げ

病院 580円→**570円**
診療所 730円→**710円**

小児・産科

- 乳幼児の深夜診療を加算増額で充実
- ハイリスク分娩に保険適用

在宅医療

- 24時間往診できる「在宅療養支援診療所」を新設
- 在宅での終末期ケアやみとりの加算拡大

処方箋様式の変更

処方箋様式を変更して「後発品に変更可」というチェック欄を新たに設け、変更可能の場合は、医師が新薬で処方しても患者が薬局で安い後発品（ジェネリック医薬品）を選ぶことができる。